**酒井教育長定例記者会見概要**

日時：令和２年１０月２日（金曜日）１１：００～１１：２５

場所：大阪府庁別館６階　委員会議室

【教育長より】

９月議会について

まず、９月議会についてです。後半が12月にありますので、今回は前半の９月議会です。「一般会計補正予算（第10号）案」において、府立学校の中の府立支援学校の児童生徒に直接携わる教員の業務を支援する介助員、介助というのは、主に生活面で給食とかそういうところで大変人手がかかりますし、そうしたところを教員だけで担っていただくというのは難しい状態になっておりますので、介助員の配置をするということ。それから、公立小・中学校でのＳＣ（スクールカウンセラー）の拡充、これは、いろんな悩みを抱えている子供たちに的確に対応できるようにするということで拡充しました。学習支援員、スクールサポートスタッフを配置する市町村の補助の拡充、非常勤講師の配置ということで、学校への人的資源の投入ということを眼目とする予算を計上し、可決をいただいたということであります。

今後、長期休校あるいは新しい生活様式による子供たちや教員の負担等に対応するために、今回成立した予算というものをフルに活用して、学校現場において適切に人材配置を行い、児童生徒の学習面のサポート、心のケアに努めてまいりたいと存じます。

また、本会議で複数の議員からご指摘のありました、オンライン授業について改めて申し上げます。議場では、コロナ感染により、一定期間登校できなかった生徒の学習保障をどうするのかという点、あるいはオンデマンド型と同時双方向型のメリット・デメリットはどうなのか、さらには長期入院の生徒、あるいは不登校生徒の学習支援の活用などオンライン授業のあり方について様々なご意見を頂戴いたしました。

基本的には長期にわたる対応が求められているコロナの対応という中で、従来から申し上げておりますように、いわゆる大阪モデルで「赤信号」となったとしても、これは府内一斉休校ということではなく、可能な限り学校教育活動を持続させるという考え方で、分散登校それから短縮授業そしてオンラインの授業を組み合わせるというのは基本的な考え方であります。

そうした中にありまして、例えば、一つの学校で感染者が発生して、その学校が休業になった場合、あるいは、濃厚接触者が発生して、その子たちは休まなくてはいけないという場合、そうしたことはもうすでに頻繁に発生をしておりますので、そうした生徒に対するオンラインによる学習支援ということと、健康チェックあるいはホームルームへの参加等で、これは現実的に対応していかなければいけない課題ということであります。そして現に対応しているという状況であります。

もう一つの視点は、これからオンライン授業というものを、いかにして普段の学校教育活動の中に溶け込ませていくかということが重要ではないかと考えています。

まずは、皆さん日頃からオンライン授業の実地・実施研修などに定期的に参加をしていただいて、ＩＣＴ活用スキルの向上に努めてもらいたいというふうに考えています。

そして次のステージというのは、やはりＧＩＧＡスクール構想に基づく通信ネットワーク基盤の整備と生徒1人1台デバイスの実現ということになります。来年度当初予算に向けてすでに検討をスタートさせています。ＩＣＴの活用というのは、オンラインで授業動画というものを配信するだけではなく、やはり生徒一人ひとりの学び、支援というものをいかにしてＩＣＴを活用して、「個別最適化」するかということに意味があるのではないかというふうに私は考えております。

なかなか一朝一夕にはいきませんけれども、コロナ禍の中でのオンライン授業の導入というものを契機にしまして、学校教育活動におけるＩＣＴの活用、そして、ポストコロナ期の新たな学びというもの、あるいは子供たちへの支援というものを新たな取組みとして、進めていかなければならないのではないかと考えています。

冊子「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための社会参加をみすえた自己理解～よさを活かす指導・支援～」について

　二つめは「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための社会参加をみすえた自己理解～よさを活かす指導・支援～」ということで、こういう冊子を作成いたしました。

これは9月20日に出版をしました、高校で学ぶ発達障がいのある生徒の指導・支援に関する教職員向けの冊子です。従来から、私どもといたしましては、発達障がいのある高校生の指導・支援に資するための冊子というものを作成してまいりました。平成24年に、全庁的に発達障がい児支援というものを、知事重点事業として取り組もうということで進めてきた一環で作成をされたもので、「明日からの支援にむけて」と「共感からはじまる「わかる」授業づくり」の、こういう同じデザインの冊子2冊をすでに刊行しております。この度、出版をしました冊子「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための社会参加をみすえた自己理解～よさを活かす指導・支援～」、これはシリーズ第3弾ということになります。

なぜ、こういうことに取り組んでいるかということを、数字を挙げて説明をさせていただきます。現在、大阪全体を見ましたときに、府内の公立中学校、義務教育学校の支援学校ではなくて、支援学級に在籍をしていた生徒が、卒業してどのような進路選択をしているかと言いますと、約2割が支援学校の高等部に進学をしています。そして、約7割が支援学校以外の高校に進学をしています。

一方で、その府立高校の方からこのテーマを見た場合、どうなっているかと申し上げますと、府立高校に在籍をする支援を必要とする生徒数、支援を要する生徒というのは明確な定義があるわけではないですが、簡単に言いますと、知的障がいの療育手帳を持っている生徒、あるいは発達障がいの診断をすでに受けている生徒、診断は受けていないけれども、保護者がそういう心配を持っている生徒、いわゆるグレーゾーンと言われる人たちです。府立高校に入学をした段階で生活支援カードというもの、いろんな個人情報も含んでいる非常に重要なカードなのですが、それを保護者および生徒にそれを書いていただきます。書いていただく中に、支援を要するかどうかと言う項目があって、それで学校としてはこの子はこういう障がいを持っているんだな、こういう特性を持っているんだなっていうことを把握することができる。それで支援に結びつけるという仕組みが、既にございます。その仕組みを活用して数字を見ますと、府立学校に在籍する支援を必要とする生徒数の直近データは、2,861人となっています。高校1年生から高校3年生で、全部で2,861人の人が支援を要するという状態になっています。これは、この府立高校全体の生徒数、これが11万8,125人ですのでこの2.42％に相当します。

この2.42％というのを、多いと見るか、少ないと見るか。ただ一つ言える事は、特定の課題校、いわゆるセーフティネット校と言われているところでは、当然こういう生徒の割合は高いということが言えます。経年で比較をしますと、平成26年で同じ支援を要する生徒というのは、2,266人いらっしゃいました。それが平成30年度は、先ほど申し上げた2,861人という数字になりますので、約26％の増加であるということで、これはやはり確実に増加しているということが言えるということだと思います。このように、府立高校において、発達障がいで悩み、あるいは困り事、もう少し大きく言うと、生きづらさ、そういうものを抱えている生徒が年々増加してきているという状況にあるということであります。

こうした現状というのを、まず教員が理解をしていただきたい。そして、学校現場で具体的なケースを想定したときに、どう対応していけばいいのかということをいろんな事例集、ケーススタディができるような研修用の資料がこの冊子であるということであります。つまり、発達障がいのある生徒の卒業後の進路先で困った場合どうするのか、必要に応じて適切な支援を求める力を育むのか、理論編、事例編、資料編の3部構成としています。とりわけ、事例編というのは、進学先・就職先での困り事をもとに「高校で取り組むべき指導・支援」について協議を深められるように工夫をして、編集をしたということであります。

これは少し補足で申し上げますと、出版社とタイアップをして行っている事業であります。冊子の作成増訂は大阪府教育委員会の教員の優秀なスタッフが編集に参加をしています。ただ、これは印税とか原稿料はいただいておりませんので、それに換えて、初版の発行部数のうち500部を出版社から教育庁に献本という形でいただきます。この500部を全府立学校に配布をし、有効に活用していこうという取り組みであります。全国でも珍しい取り組みだと思いますし、大阪の支援教育と発達障がいに関する様々なノウハウが凝縮された冊子だと思いますので、府立高校全体で有効に活用したいという思いを持っております。

教育長　人権メッセージ

　最後に、人権に関する教育長メッセージというものを10月１日付で全府立高校、府立支援学校、そして、市町村教育委員会にも発出しています。趣旨はコロナ禍の中で、様々な偏見や差別が発生をしているということは、周知の事実であります。

こうした状況は、残念ながら、学校現場においても見受けられますので、偏見や差別をなくして、大阪が育んできた人権教育の原点に今こそ立ち返ろうではないかという趣旨のメッセージを全教職員に発信をいたしましたので、お知らせをさせていただきます。メッセージそのものはお配りをしていると思いますので、見ていただければと思います。

私からは以上です。

【質疑応答】

（記者）毎日新聞です。人権メッセージの件についての質問ですけれども、コロナの問題が浮上して半年以上が経っている中で、今このタイミングでメッセージを発信するというのは何か背景があるのかというのと、人権差別の問題になっているっていうのは周知の通りだということですけど、大阪でもそういう事例っていうのが、教育長に入っているのかどうか、この辺りについてお願いします。

＜教育長＞まず、タイミングというのは、そういう事例が散見された段階から、私のところにも報告がございましたし、そういう段階、緊急事態宣言からずっと休業措置で子供たちのストレスが溜まってきているなっていう時期があって、ようやく本格再開した段階でも、感染が広がっていて、そこでいわゆるエッセンシャルワーカーの方の家族とかですね、いろんな形で子供たちがそういう被害を受けていると報告がありましたので、いつか早く出さなくてはいけないなというふうに思っていましたので、担当課にはそういう指示をしておりました。今議会でも、偏見や差別に対してどう対応するのかというご質問もあったと思いますので、こういう形で、私としては、なぜ今かというと、できるだけ早くやりたかったけど、結果的に今になったというのが正直なところであります。具体的な事例、こういうことがありましたこういうことありましたというのは、小中学校課あるいは私学課を通じていろんな形で私の耳に入ってきておりますし、その都度、学校として適切に対応するようにということで周知をしています。

（記者）すみません、時事通信です。今日のこの冊子のことで教えていただきたいのですが、以前の2冊等との違いっていうのはどういうところにあるのでしょうか。

＜教育長＞シリーズものだと思っていただいて、使っていただく場面が違うということですね。これは第１弾が入門編で、そもそも発達障がいとはということもいっぱい書いています。第２弾は具体的に先生が授業で、それを使ったそのノウハウを生かしていただくかということを中心に整理をしています。今回のものは、いわゆる進路保障的なところで、卒後ですね、実際に働いていく、社会的自立の場面を想定したいろんなケースを想定して書いているという意味で、それぞれ段階に応じて作成をされたというふうに理解をしております。

（記者）いずれも、高校の発達障がいに関する書籍っていう理解でよろしいですかね。あと、その一般の出版社から出したということで広く全国でも使ってもらえればという、そういう意図があるのでしょうか。

＜教育長＞そう言ってしまうと、出版社のＰＲみたいなものになるので、私としては、まず府立高校でこういうのを使わせていただきますということを府民の皆さんにお知らせをして、発達障がいをお持ちの保護者の皆さんにできるだけ安心をしていただきたいという趣旨であります。

（記者）あと、細かいですけれども、さっき30年度に1,861人っていうお話でしたけど、学校数でいくと何校で、さっき課題校っていうお話もありましたけどその課題校は何校ぐらいあるかというのは、もしデータがあればお願いします。

＜教育長＞データを後できちんと整理して報告するようにします。課題校というのは、進学実績がたくさんある学校、就職する人が多い学校というのを軸で考えたときに、これは結果として、どちらかというと、就職する人たちが多い学校の方が課題校である場合が多いですが、ただ、この問題は、進学実績の高い学校であったとしても、やはりそういう特性を持った子供というのは必ずいらっしゃるので、そういう子たちは割と勉強ができるから大丈夫だろうみたいな感じで、逆に支援を受けられない状態を作ってしまうのが一番怖いと思っていますので、数の問題でいうと、冒頭申し上げた通りですけども、だからと言って課題校だけでこの取り組みを進めるということではないということをご理解いただきたいと思います。

（記者）すみません、大阪日日新聞です。よろしくお願いします。今年度もちょうど半年経ったということで、もし調査をされていたりする予定があればということなんですが、コロナ禍で学習のカリキュラムを消化する必要が出てきていると思うんですけれども、カリキュラムの進捗状況であったり、どのように定着しているかという学習状況を調査したり、あるいは調査する予定があるのかというのを教えていただけますか。

＜教育長＞現段階で調査をするということを特別に指示しているわけではありません。ただ、それは日々の学校教育活動の中で、小・中学校の現場、府立高校の現場で、試験をするなり、いろんな子供たちとのやりとりを通じて、教員がどこまで到達したかというのは、当然、教育活動の一環で見ているわけですから、この状態で、第2波は終わったところなので、第3波、秋冬でものすごいことにならなければ、比較的順調に、現段階においては、順調にというか本格再開をした段階の想定の状態で、ある程度いけているのではないかと。もし、これ以上の感染拡大で、何かをストップさせなければならなくなるのであれば、それはまたその時、何らかの手を打つということじゃないかと考えています。